

条例の点検・見直しシート

条例の題名		旅館業法施行条例	作成年月日	平成24年6月22日	
条例番号		昭和61年三重県条例第2号	公布日	昭和61年3月31日	
所管部局課		健康福祉部食品安全課	直近改正日	平成24年3月27日	
			電話番号	059-224-2343	
条例の概要		旅館業法の規定に基づき、旅館業の営業の施設の衛生措置の基準、構造設備の基準その他旅館業の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。		条例の類型	規制型
視点	項目	回答	検討内容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	公衆衛生と国民生活の向上に資するため、旅館業の営業の施設の衛生措置の基準、構造設備の基準その他旅館業の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めているものであり、妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	衛生措置の基準、構造設備の基準等について定めており、公衆衛生と国民生活の向上のため公的な関与が必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	旅館業法の規定に基づき、衛生措置の基準、構造設備の基準等は旅館業法の規定により、条例で定めることが必要である。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	旅館業法第3条第3項第3号及び同条第4項第4条第2項、第5条第3号並びに旅館業法施行令第1条第1項第11号、同条第2項第10号、同条第3項第7号及び同条第4項第5号		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	旅館業法の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規程を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する。	現在の規定は、要件のいずれをも満たし改正の必要がないと考えるが、字句修正の対応が必要である。		無	無